

環境基本計画の見直しについて

(重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」)

1. 経緯

- 本年3月、中央環境審議会総合政策部会は、環境大臣からの諮問を受け、現行の第三次環境基本計画（平成18年4月閣議決定）の見直しについて審議を開始。
- 本年8月、総合政策部会は、「第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」（別添1）をとりまとめ。
- 中間とりまとめでは、第四次環境基本計画における重点分野として、以下を設定。

(事象横断的な重点分野に係る取組)

- ① 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
- ② 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- ③ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

(事象面で分けた重点分野に係る取組)

- ④ 地球温暖化に関する取組
 - ⑤ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
 - ⑥ 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
 - ⑦ 水環境保全に関する取組
 - ⑧ 大気環境保全に関する取組
 - ⑨ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組
- 総合政策部会は、8～9月に中間取りまとめについてパブリックコメントを実施するとともに、9月～10月に各種団体や関係府省と第四次環境基本計画策定に関する意見交換を実施。化学物質対策については、日本化学工業協会、主婦連合会、日本鉄鋼連盟、電子情報技術産業協会及び経済産業省と意見交換。
 - 総合政策部会は、重点分野ごとに主担当の委員を決定し、具体的な検討を開始。「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」については、中杉修身 総合政策部会委員（環境保健部会その他と兼任）が主担当となり、別添2の検討会を設置し、関係府省の協力を得つつ、中間とりまとめ及びパブリックコメント・意見交換で寄せられた意見を踏まえて、検討を実施。

- 検討会は、これまでに10月6日及び11月10日の2回開催。検討会での議論及び委員・関係府省から後日提出された意見を踏まえ、事務局が作成したとりまとめ案が資料2-2。
- なお、化学物質対策以外の環境保健行政については、第四次環境基本計画の「環境保全施策の体系」の項に別途記述予定（本資料5ページ参照）。

2. 今後の見通し

- 環境保健部会の御審議を踏まえ、11月30日の検討会で「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」をとりまとめ予定。
- 12月14日の中央環境審議会総合政策部会で、中杉委員より、検討会のとりまとめ結果を報告予定。
- 総合政策部会は他分野の検討結果と併せて第四次環境基本計画の全体の原案をとりまとめ、その後パブリックコメントを実施する予定。
- その後、中央環境審議会答申等の手続を経て、平成23年度内を目途に第四次環境基本計画の閣議決定を予定。

第四次環境基本計画策定に向けた考え方
(計画策定に向けた中間とりまとめ)
＜関連部分抜粋＞

平成23年8月
中央環境審議会
総合政策部会

一. 第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題

1 環境に関する状況

(1) 世界の状況

＜化学物質対策に関する状況＞

- 欧州連合のRoHS 規制やREACH 規制など幅広い有害化学物質について製造、使用等に関する規格や規制の導入に向けた動きが進展している。

(2) 我が国の状況

＜化学物質対策に関する状況＞

- 難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB などの特に有害な化学物質については、環境中の残留量は概ね減少傾向にあり、また、PRTR 制度に基づき届け出られる化学物質の環境中への排出量も、減少傾向にある。しかし、環境中の多種多様な化学物質の多くについては、健康や生態系への影響に関する情報収集・整備が不十分であるため、リスク評価・管理等の取組を的確に進めていく必要がある。また、国民の健康や環境を守ることを基本とし、製造から廃棄に至るまでの化学物質のライフサイクル全体を考慮した対策の確立という観点から、様々な対策手法を組み合わせつつ、取組を強化していく必要がある。

＜東日本大震災による環境問題＞

- 被災した工場やがれき等からアスベストや様々な有害化学物質が飛散・漏洩し、環境汚染による健康被害の発生が懸念されている。

二. 環境政策の展開の方向

2 今後の環境政策の展開に当たり重視すべき方向

(3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成

○良好な環境の保全に向けた取組

- ・ ストックとしての国土の価値を高めるためには、良好な環境を保全していくことが重要である。有害な物質等による環境汚染から人の健康や生活、生態系を守ることの重要性が認識されている現在、国民の健康と環境を守る視点からの対応を強化することを通じ、現在及び将来の世代が健全で豊かな環境の恩恵を受けられるよう、良好な環境を保全するための取組をより一層推進し、国土の価値を高

めていくことが必要である。

3 環境政策を実施する上での理念・原則・手法等について

環境政策の実施に当たっては、以下の点について重視していく必要がある。

(1) 環境政策における原則等

- ・環境政策の展開に当たっては、第三次環境基本計画においても掲げられていた、「汚染者負担の原則」、「環境効率性」、「予防的な取組方法」、「環境リスク」、「拡大生産者責任」といった考え方を活用していくこと。
- ・その際、第三次環境基本計画策定後に生じた新たな事態や状況の変化に対応して、こうした考え方の今日的意義を見直していく視点もまた必要であること。

(2) 最適な手法の選択

- ・環境問題への取組に当たっては、政策の優先順位や費用対効果、社会全体で負担する費用の低減にも留意しつつ、多様な政策手法（直接的手法、枠組規制的手法、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法）の中から最適な手法を組み合わせていく。

三. 第四次環境基本計画の構成

1 重点分野の設定

(1) 重点分野の考え方

- 今日の環境政策は、望ましい社会の構築に向け、各種対策を講じていくことが必要であるが、限られた財源を有効に活用するためにも、緊急性、重要性の高い問題を優先的に取り上げて、それに関する対策を効果的かつ確実に進めていく必要がある。そのため、第三次環境基本計画に引き続き、当面優先的に取り組むべき重点分野を示し、具体的な取組について記述することとする。
- 重点分野の記述に当たっては、二. に述べた環境政策の展開の方向に加え、以下の点を踏まえることとする。
 - ・これまでの取組状況と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、取組推進に向けた指標及び具体的な目標を示すこととする。なお、指標・目標を設定するうえでは、それぞれの指標・目標が持つ意味を明らかにすることとする。
 - ・施策の基本的方向については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の主体ごとに取り組むことが望まれる行動を明確化し、それを実現するために政府の講ずる施策を明らかにするよう努めることとする。また、他分野と統合的に施策を推進するために、他分野との関係を明らかにするよう努めることとする。
- 以下の(2)事象横断的な重点分野に係る取組及び(3)事象面で分けた重点分野に係る取組の記載順については、最終答申案に向けてさらに検討していくものとする。

(2) 事象横断的な重点分野に係る取組

○「二. 環境政策の展開の方向」の内容を実現に移すための、分野横断的な取組等に関する重点分野については、以下の3分野とする。

①経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進（略）

②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進（略）

③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進（略）

(3) 事象面で分けた重点分野に係る取組

○事象面で分けた重点分野については、「二. 環境政策の展開の方向」を踏まえ、各分野の相互の関連性を意識し、記載順を見直した上で、以下の6分野とする。

④地球温暖化に関する取組（略）

⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組（略）

⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組（略）

⑦水環境保全に関する取組（略）

⑧大気環境保全に関する取組（略）

⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

水俣病に代表される公害健康被害の多くは、化学物質を原因とするものであり、化学物質による環境汚染を防止することは、環境政策の基本的な使命である。このため、ヨハネスブルグサミットで合意された国際目標（WSSD2020年目標）の達成に向けて、様々な対策手法を組み合わせつつ、影響を受ける側の視点に立った対策やライフサイクル全体を考慮した対策や未解明な問題等への対応の強化などを含めた包括的な化学物質対策を計画的に進めていくことが必要であり、対策の実施により国民の不安を払拭するためにも、本分野を重点分野として位置付ける必要がある。

2 環境保全施策の体系及び計画の効果的实施について

第四次環境基本計画の全体の構成としては、ここまでに述べた点に関する記述の後に、我が国の環境政策の大綱を体系的に整理した記述[※]を行うとともに、計画の効果的実施のための方策を明らかにする。

【[※]注：化学物質対策以外の環境保健行政については、この部分に記述予定。】

環境基本計画見直しに係る重点分野
「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」検討会
委員名簿

	氏名	所 属
座長	中杉 修身	元上智大学 教授 (総合政策部会、環境保健部会、大気環境部会、水環境部会、 土壌農薬部会長)
	浅野 直人	福岡大学法学部 教授 (総合政策部会、循環型社会計画部会、環境保健部会、地球環 境部会、大気環境部会、水環境部会、土壌農薬部会)
	上路 雅子	日本植物防疫協会 技術顧問 (環境保健部会、土壌農薬部会)
	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科 教授 (総合政策部会、廃棄物・リサイクル部会、環境保健部会、地 球環境部会、水環境部会、土壌農薬部会)
	岡田 光正	放送大学 教授 (環境保健部会、水環境部会長、瀬戸内海部会長)
	後藤 卓雄	日本化学工業協会 環境安全委員長 (環境保健部会、大気環境部会、水環境部会)
	酒井 伸一	京都大学 環境保全センター長 (廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、環境保健部 会)
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー (総合政策部会、廃棄物・リサイクル部会、環境保健部会)
	佐藤 洋	国立環境研究所 理事 (環境保健部会長、石綿健康被害判定部会長、大気環境部会、 土壌農薬部会)
	鈴木 基之	放送大学 教授 (中央環境審議会会長、総合政策部会長、地球環境部会長)

※「所属」の括弧内は中央環境審議会における御所属の部会等。